

パスポートの申請受付・交付(受取り)は市役所で

これまで栃木県で行っていたパスポートの申請・受取りを、10月1日から下野市で行うことになりました。下野市に住民登録のある人は、栃木県旅券センターや県の窓口などでのパスポートの申請はできなくなりますのでご注意ください。

申請・交付(受取り)ができる人

- 下野市に住民登録をしている人
 - 学生や単身赴任者などで、栃木県外に住民登録をしている下野市在住の人
- ※次のいずれかに該当する場合は、栃木県旅券センターでの申請になりますので、必ず事前にお問い合わせください。
- (1) 海外における親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等の理由で、緊急に渡航しなければならない場合
 - (2) 業務上の理由等により、早急に渡航しなければならない場合で、旅券センターが妥当と認める場合
 - (3) 申請書表面の「刑罰等関係」に該当する場合

取り扱い窓口及び時間

- 場 所
国分寺庁舎市民課窓口・南河内庁舎市民課窓口・石橋庁舎市民課窓口
- 時 間
月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日及び祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
次の延長窓口でも申請受付・交付(受取り)を行います。
◆国分寺窓口・・・月曜日 ◆南河内窓口・・・水曜日 ◆石橋窓口・・・金曜日
時間はいずれも午後5時15分～7時です。
※時間に余裕をもってお越しください。

取り扱う申請について

●新規・切替申請

- ・はじめてパスポートを取得する場合
- ・持っているパスポートの有効期限が切れた場合
- ・パスポートの有効期間が1年未満になった場合
- ・ICパスポートでない有効パスポートから、ICパスポートへ切り替える場合
- ・氏名や本籍地の都道府県が変わったため、新しいパスポートの取得を希望する場合

●居所申請

栃木県外に住民登録があり、下野市にお住まいの人で、次に該当する人が対象になります。要件や必要書類がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

- ①学生 ②単身赴任者・長期出張者等
- ③一時帰国者 ④船員等

●有効期間の残っているパスポートを紛失・損傷した場合の申請

●訂正申請

氏名や、本籍地の都道府県が変わったため、記載事項の訂正をする場合

●増補申請

有効なパスポートの査証(ビザ)欄を増やす場合(1回限り)

